

夢を実現する第一歩のために

2020年2月号

# ミツヒロニュース



立春です。先日、3年近く闘病されていたお客様が亡くなられました。その間、生きる望みを持ちながら、残される家族が心配しないようにと、ご自身の身の回りのゴルフ会員権・株券・カード類等の整理をし、エンディングノートを作成されました。死に直面して準備をすることは大変だったと思いますが、残される家族を思い、出来る限りの事をされ、安心して旅立たれたのだと思います。私たちも万が一の時に備えてエンディングノートを作成しておくことが大切だと思います。書き方などでお困りの方は、遠慮なくお問合せください。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇令和元年分の  
所得税 確定申告の留意点
- ◇4月より始まる中小企業に対する  
時間外労働の上限規制
- ◇火災保険 災害多発で保険料を  
引き上げ！
- ◇今月のお勧めセミナー  
「税制改正セミナー」
- ◇あとがき  
「ミツヒロランニング同好会」



## 令和元年分の所得税 確定申告の留意点

所得税及び復興特別所得税（以下、所得税）の確定申告時期となりました。令和元年分の申告を行うに当たっての留意点を、いくつかご案内します。

平成31年4月1日以後に提出する申告書から、次の書類の添付が不要となりました。

### 1. 添付書類の省略

1.～5. の書類は、これまで電子申告を行った際に、“第三著作成書類”として特定事項の記載を行うことで、書類の保存義務はあるものの、提出は不要とされていたものです。今回の添付不要により、保存義務もなくなりました。

**ただし申告書を作成するには、これらの書類が必要です。**  
今後もこれらの書類を紛失等されないよう、ご留意ください。

#### 【添付不要となった書類】

- 1.給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- 2.上場株式配当等の支払通知書
- 3.オープン型の証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- 4.配当等とみなされる金額の支払通知書
- 5.特定口座年間取引報告書
- 6.未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書
- 7.特定割引債の償還金の支払通知書
- 8.相続財産に係る譲渡所得の課税の特例における相続税額等を記載した書類

#### 【伸長期間(11～13年目)各年の控除限度額】

##### 1. 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅の場合

次のいずれか少ない額

- ①年末残高等〔上限 4,000 万円〕×1%  
②(住宅取得等対価の額※—消費税額〔上限 5,000 万円〕)  
×2%÷3

##### 2. 上記1.以外の住宅の場合

次のいずれか少ない額

- ①年末残高等〔上限 4,000 万円〕×1%  
②(住宅取得等対価の額※—消費税額〔上限 4,000 万円〕)  
×2%÷3

(※)補助金及び住宅取得等資金贈与の額控除前

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

### 3. 仮想通貨に係る措置

ビットコインなどで知られる“仮想通貨”について、次の措置が講じされました。

#### (1) 評価方法

これまで、仮想通貨の取得価額の算定には『移動平均法』を用いることを基本とし、継続適用を要件に、『総平均法』も認められていました。これが法制化され、原則として納税者が届出により選定した評価方法を用いて、取得価額を算定することとなりました。選定できる評価方法は、次の2つです。

(1) 総平均法

(2) 移動平均法

仮に納税者が選定の届出をしなかった場合には、(1)の総平均法が評価方法となります。(2)の移動平均法を用いたい場合には、必ず届出をしなければなりません。

届出には次のとおり期限がありますが、令和元年分に関しては経過措置が設けられています。具体的には、平成31年4月1日時点で仮想通貨を有している場合は、平成31年4月1日にその仮想通貨を取得したものとして、令和元年分の確定申告期限（令和2年3月16日）までに届出書の提出を行えば、令和元年分の申告から選定した評価方法が認められます。

##### 【仮想通貨の評価方法の届出書の提出期限】

仮想通貨を新たに取得した日又は従来取得している  
仮想通貨と種類が異なる仮想通貨を取得した日の属  
する年分の確定申告期限までに提出

#### (2) 取得価額算定の例外

取得価額を算定する例外として、売買収入金額の100分の5相当額を取得価額とすることが認められることとなりました。

### 4. 是正を受けやすい申告誤り

税務署から是正の連絡を受けやすい申告誤りをいくつかご紹介します。

#### (1) 配偶者や扶養親族の所得要件

特に、ご子息（ご息女）の年収合計が103万円を超えるケースにご留意ください。

#### (2) 申告漏れ

##### ① ふるさと納税返礼品

ふるさと納税の返礼品は、一時所得として課税対象となります。特に、返戻率の高い自治体への高額のふるさと納税にご留意ください。

##### ② 保険の満期金、解約返戻金等

生命保険会社からの満期金や解約返戻金がある場合に、ご留意ください。

##### ③ 国外財産

特に、国外に口座のある預金利子などが、申告漏れになりやすいです。

##### ④ 還付加算金

過年分の確定申告で所得税の還付を受けた際に、利子相当分として『還付加算金』をあわせて受け取る場合があります。還付加算金は受け取った年分の雑所得として、課税対象となります。

### 5. 事業者にかかる消費税の取扱い

消費税の納税義務者である場合には、原則、令和元年10月1日以後の取引について、消費税率ごとに経理をする、“区分経理”が求められています。所得税とあわせてこちらもご留意ください。

なお、令和元年分の所得税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の確定申告に係る法定納期限及び口座振替日は、次のとおりです。期限内の納付あるいは振替口座の残高確認を忘れないようにしましょう。

	法定納期限	口座振替日
所得税	令和2年3月16日(月)	令和2年4月21日(火)
消費税※	令和2年3月31日(火)	令和2年4月23日(木)

（※）課税期間の特例適用者は、特例期間に応じた法定納期限・振替日あり

# 4月より始まる中小企業に対する時間外労働の上限規制

2019年4月より大企業に先行適用されていた時間外労働の上限規制が、いよいよ中小企業でも2020年4月より適用となります。そこで今回は、改めて上限規制の概要と実務上の注意点をとり上げます。

## 1. 時間外労働の上限規制とは

時間外労働は、限度基準があるものの罰則による強制力がなく、「時間外労働・休日労働に関する協定」（以下、36協定）に特別条項を設けることで、実質無制限に行わせることが可能でした。

それが以下のとおり、罰則付きの上限が法律に規定され、さらに特別条項があっても上回ることのできない上限が設けられました。

### ＜時間外労働の上限＞

原則として月45時間・年360時間※であり、臨時的な特別の事情がなければ超えることができない。

※1年単位の変形労働時間制の場合、月42時間・年320時間

### ＜特別条項がある場合の上限＞

特別条項があるときでも、以下の①から④のすべてを満たす必要がある。

- ①時間外労働が年720時間以内
- ②時間外労働と法定休日労働の合計が月100時間未満
- ③時間外労働と法定休日労働の合計について、2ヶ月平均、3ヶ月平均、4ヶ月平均、5ヶ月平均、6ヶ月平均がすべて1ヶ月当たり80時間以内
- ④時間外労働が月45時間※を超えることができる年6ヶ月まで

※1年単位の変形労働時間制の場合、月42時間

### ＜罰則＞

6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金

なお、この上限規制には、適用が猶予・除外される事業・業務があります。

## 2. 実務上の注意点

実務上特に注意が必要なのは、④です。1年のうち、少なくとも6ヶ月は時間外労働を月45時間以内に収めなければ、直ちに法違反となります。そのため、慢性的に時間外労働が月45時間を超えている場合は、時間外労働の削減に向けた取組を行いましょう。

また、②、③についても、前述のとおり特別条項の有無に関わらず、1年を通して常に、時間外労働と法定休日労働の合計は、月100時間未満、2~6ヶ月平均80時間以内にしなければなりません。

例えば、時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、以下のように、合計が月100時間以上になると法律違反となります。

時間外労働 = 44時間  
法定休日労働 = 56時間 } 合計 100時間



# 火災保険 災害多発で保険料を引き上げ！～契約期間最長10年を短縮検討～

『契約期間10年を短縮～火災保険 災害多発で大手検討～』と1月9日の中国新聞で報道されました。損害保険各社でつくる損害保険料率算出機構は、個人住宅の火災保険料を設定する際の目安となる「参考純率」を全国平均で4.9%引き上げると発表しました。

自然災害が多発し保険金支払いが増えているため、引き上げは2年連続になります。損保各社はこの目安を踏まえ、経費などを考慮して2021年1月にも住宅向け火災保険料を値上げする見通しです。

同じタイミングで地震保険料も値上げされる予定で、家計には負担となります。

損保各社の18年度の保険金支払い総額は西日本豪雨や大型の台風21号による被害で過去最大の1兆5700億円に膨らんでおり、損害保険の収支均衡のために参考純率の引き上げが必要となりました。

16年度以前に発生した自然災害による保険金支払いの増加に伴い、一昨年6月にも参考純率は5.5%引き上げられ、大手損保各社は昨年10月に火災保険料を全国平均で6~7%程度値上げしたばかりでした。

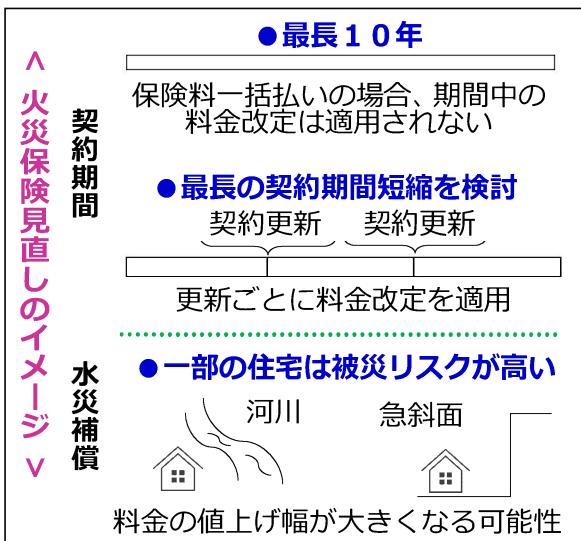
今回の参考純率の引き上げには、昨秋に発生した台風15号や19号による保険金支払いは含まれていません。河川の氾濫など広い範囲で被害が出ているため、巨額の保険金支払いが必要になる見通しで、今後も参考純率が引き上げられる可能性が高いと思われます。

火災保険は火事だけでなく、洪水や土砂崩れといった水害、台風による風災、降雪による雪災などによる被害を補償します。大手損害保険会社によると、実際には火災よりも自然災害による被害や破損などに伴う支払いが多くなっているそうです。地域や住宅構造によって火災保険料は異なります。

一方で、相次ぐ保険料の引き上げに対し、契約者の負担緩和も求められています。今回は、築年数に応じて保険料を割引く制度も導入されます。築5年未満は平均28%割引、築5年以上10年未満の場合は平均20%割引になります。

火災保険は来年以降も値上げが予定されているため現在加入している保険を見直し、できるだけ長期の契約に切り替えをしてください。

火災保険は、保険料を一括で支払う場合、契約期間が長いほど割引率が高くなるので、家を所有している人は長期契約を結ぶことが多いです。河川の氾濫などの水害で保険金を受け取るには水災補償を付ける必要があります。



参考文献： ■MyKomon ■ゆりかご俱楽部 ■中国新聞



## 今月のお勧めセミナー

「令和2年度 税制改正セミナー」を2月19日(水)13:30から開催します。(当社グループ会社(株)DEPS主催)大きな目玉となるものはないものの、連結納税制度の見直し・国際的な租税回避への対応、未婚ひとり親への税制上の措置、電子データ保存方法の利便性向上、利子税・還付加算金等の割合引き下げ、国外財産調査制度の見直し、未利用地の活用促進、などが盛り込まれました。是非ご参加ください。

## あとがき

虫明です。今年もミツヒロランニング同好会としての活動を始めました。2020年最初の大会は、1月13日にエディオンスタジアム広島で行われたリレーマラソンに出場しました。コースは1周2.5kmを1人4周で30kmを3人で繋ぎました。結果は8チーム中6位でしたが、みんな平均的なタイムで走ることができたので良かったです。今後もいろいろな大会にて良い結果を残していくように頑張っていきたいと思います。



【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営戦針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

QRコード  
Buzip+広島  
動画による  
ニュース解説配信中！

